

新城市ごみ処理基本計画【概要版】

～資源循環型社会の実現のために～

1 計画策定の趣旨

本市における廃棄物の総排出量は、前回の計画策定以降、減少しています。しかしながら、一人一日当たりの排出量に注目すると依然として横ばいで推移しているのが現状です。

この「ごみ処理基本計画」は、資源循環型社会の実現のために令和10年度（2028年度）を計画目標年度として、市民・事業者・行政の協働による、ごみの排出抑制、排出されたものの再生利用の促進及び適正処理等に係る基本的事項を定めたものです。

2 基本方針

計画の基本理念である『市民・事業者・行政の協働による地域循環型ライフスタイルの実現』をめざすため、以下のことに取り組みます。（3Rの優先順位（①リデュース、②リユース、③リサイクル）を踏まえ、最後に④適正処理を行うことにします。）

- (1) 「もったいない」意識を普及・啓発します。（①排出抑制（リデュース））
- (2) 資源が循環する仕組みづくりを構築・推進します。（②再使用（リユース）・③再生利用（リサイクル））
- (3) ごみを適正に処理する体制を確立します。（④適正処理）



再生資源を利用した商品

- ①排出抑制
天然資源の利用を控えます。

天然資源

- ①排出抑制
包装の簡素化に努め、使い捨て商品の製造・流通を控えます。

生産 (製造・流通 など)



マイ箸、マイバッグ、マイカップ、マイボトル

- ①排出抑制
使い捨て商品の購入を控えます。

消費・使用

- ③再生利用
可能な限り再生資源を利用します。

処理 (焼却・再生 など)

- ②再使用
いらなくなったもので、まだ使えるものを、いる人に譲ります。

廃棄

- ③再生利用
ごみと資源を分別し、資源になるものを再生利用します。



地域の資源回収の様子

最終処分

- ④適正処理
再利用ができないものを埋立します。



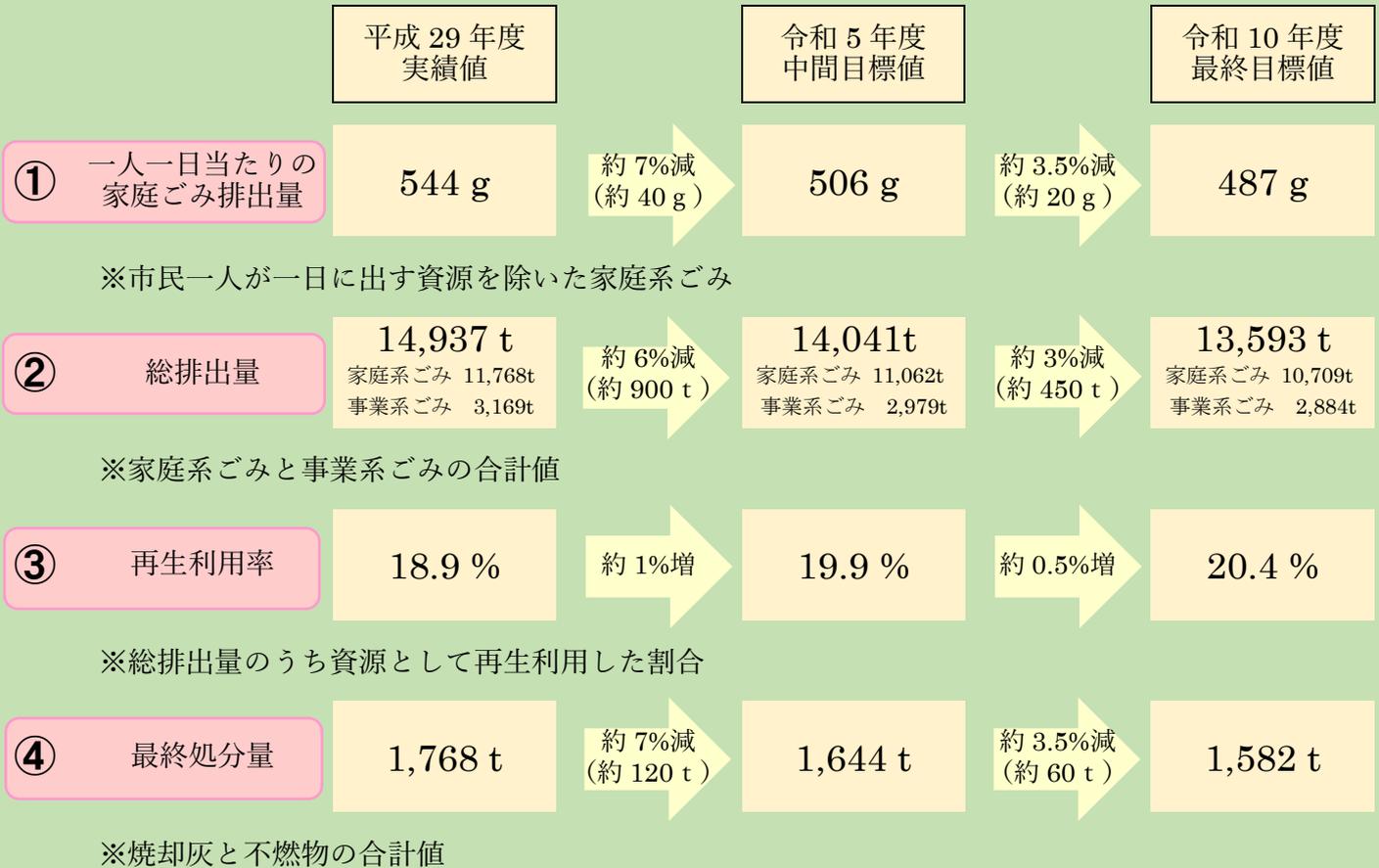
リサイクル工場
で保管されている
PET ボトル

- ④適正処理
ごみを生活環境の保全に支障がないように適正に処理します。

3 目標値の設定

本市の一人一日当たりの家庭ごみ排出量は、愛知県や全国平均のものに比べ、低い値となっています。しかし、平成20年度（2008年度）以降、増加傾向にあり、減少傾向にある愛知県や全国平均に近い値になりつつあります。また、再生利用率は、愛知県や全国平均とほぼ同水準で、微増傾向となっています。

こうしたことを踏まえ、令和10年度（2028年度）までに4つの項目についての目標を定めます。



4 目標を達成するために

① 排出抑制(リデュース)の方策

◆ごみ減量に関する情報提供と「もったいない」意識の醸成に努めます。

- ・ごみの減量、排出抑制に関する情報を積極的に広報していきます。
- ・環境講座などを積極的に開催し、市民がごみ処理の現状を把握ができる機会をつくり、ごみ減量に対する意識の高揚を図ります。
- ・小学生のごみ処理施設見学などを通じて、次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進します。
- ・事業者、市民団体、地域住民から要望のある、ごみ分別に関する説明会等に職員を積極的に派遣します。



小学生のごみ処理施設見学の様子

◆ごみ減量を実践する人材を育成します。

- ・ごみ減量のリーダーとして、資源回収などのごみ減量に係る活動に主体的に取り組む人材を育成します。
- ・「グリーンコンシューマー」となり、ごみ減量を実践するよう市民の協力を求めています。

●グリーンコンシューマーとは…

買い物をする時に、積極的に環境に配慮した製品を購入する消費者のこと

◆ごみ減量活動を支援します。

- ・量り売りや包装の簡素化、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収を行っている販売店の情報収集を行い、利用促進につながる支援を検討します。
- ・事務所などで行う紙類の排出を抑制したり、古紙の再生利用を促進したりといった取組を市民に紹介し、ごみ減量への活動を拡げます。

◆多量排出者による経費負担方法を検討します。

- ・「家庭ごみの有料化」など、ごみを多量に排出することに比例した経費負担の方法を検討し、ごみ減量を促すようにしていきます。

②再使用(リユース)・③再生利用(リサイクル)の方策

◆再使用(リユース)できる仕組みをつくります。

- ・広報ほのかや市ホームページの「リユースの広場」の活用を積極的に促し、再使用の拡大を図ります。
- ・市民から搬入があった粗大ごみなどから、再使用可能なものを排出者の許可を得て、希望者にオークション形式で譲るイベント(エコフェスタなど)を開催します。



エコフェスタの様子

◆資源が循環する仕組みづくりを推進します。

- ・「資源・ごみの分け方・出し方」などの分別ガイドを誰もが分かるように工夫し、分別に取り組むやすくしていきます。
- ・スマートフォン向けアプリなどの紙以外の媒体を活用することで、より多くの市民にごみ分別に関する情報が行き渡るように努めます。

◆集団回収を推進します。

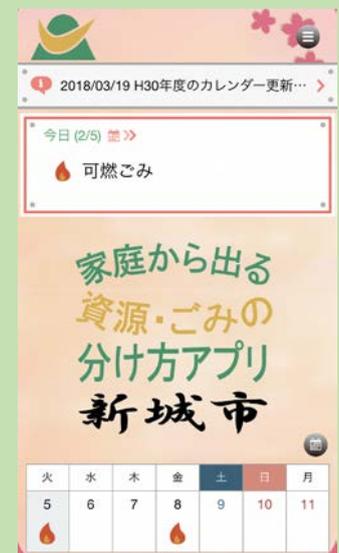
- ・地域などが主体的に行う資源回収活動(集団回収)に対する支援を継続し、活動の拡大を図ります。

◆資源を選別回収します。

- ・市の施設に直接搬入されたごみについても、可能な限り選別し、資源として回収できる体制を強化します。

◆分別収集する品目について、見直しを行っていきます。

- ・プラスチック製容器包装をはじめとする再生利用が可能な品目について、資源化の可能性を検討していきます。
- ・海外の情勢による影響が大きい硬質プラスチックなどの資源化は、今後も適正な処理が継続できるようにしていきます。



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

④適正処理の方策

◆ごみを適正に処理する体制を確立します

収集運搬



■家庭系ごみ

可燃ごみ：週2回収集します。
資源：月1回収集します。
不燃ごみ：月1回収集します。
粗大ごみ：戸別収集します。
直接搬入：クリーンセンター、資源集積センターで受け入れます。

■事業系ごみ

処理施設への直接搬入もしくは収集運搬許可業者による収集を行います。

中間処理



■可燃ごみ

施設の延命化に努めつつクリーンセンターでの焼却処理を継続します。

■資源・不燃ごみ・粗大ごみ
資源集積センターにて手選別、保管を行います。

粗大ごみなどで破碎処理が必要なものについては、処分場にて破碎し、減容化を行います。

最終処分



■焼却灰

焼却灰の処分場が埋立終了となったため、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の処分場へ搬出して処理します。

■不燃物

七郷一色埋立処分場、鳥原埋立処分場の順で埋立処理していきます。

処分場の現況調査（測量）を実施し、残余年数を予測して計画的な埋立処理をします。

5 災害廃棄物処理計画

大規模地震が発生した際には平時とは質、量ともに大きく異なる災害廃棄物の発生が予想されます。本計画では災害廃棄物の処理には対応できない恐れがあるため、大規模地震に伴って発生する災害廃棄物に対する備えとして、今回初めて災害廃棄物処理計画を本計画と併せて策定しました。大規模地震発生時にはこの災害廃棄物処理計画に沿って廃棄物処理を行うこととします。



南三陸町一次仮置場の様子

出典：環境省災害廃棄物フォトチャンネル

新城市ごみ処理基本計画(概要版)

2019年6月

新城市 市民環境部 生活環境課
(新城市クリーンセンター内)

〒441-1322 愛知県新城市日吉字樋田56番地

電話 0536-23-7629

FAX 0536-22-0554

メール kankyou@city.shinshiro.lg.jp